



こんにちは！ 日本共産党の
大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年11月14日 109
〒319-1112
東海村村松2401-2
oona_toukai@yahoo.co.jp
電話・ファックス 029-284-0761

お寄せいただいた声から、

**「空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」の適用処置
要 請**

【住民の方から下記のようなメールが届きました】

さて、原研通りから舟石川保育所に行く際、左側に2～3mの背丈になった雑草が生えています。地主に処理の電話をしようかと思ったのですが、もし村の条例で除去することを義務付けているとしたら、わたしが個人的に電話するよりは強い指導になると思うのです。

そこでお訊きたいのですが、公的に雑草除去を指導する、そう云う条例はありませんでしょうか？

【大名からの返信メール】

NO.1 おたずねの件ですが、伸びきった雑草の除去を義務付ける条例があるかどうかですが、該当する条例について記憶が定かではありませんので、調べてお返事します。とりあえず現場も見させていただきます。環境とか消防の関係になると思うのですが、すこしお待ち下さい。

NO.2 大変勉強不足で申し訳ありませんでした。おっしゃるとおり、「空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」というのがあります。

この条例を適用させることは可能と思いますが、私も現場を見てきて、対応を相談したいと思います。



生い茂っていたセイタカアワダチソウ

NO.3、4 現場を見て、条例の中の必要部分を抜粋し、送信。
「本当に伸びきっていますね。…背高あわだち草？ですよね。役場環境政策課に話をしたところ、実は1度指導をしているが、それでも変わらないでいた、…再度、指導をするとのことでした。(空き地に伸びた雑草を放置していることへの)感ずることは誰も同じなのですね。再指導がすんだらまた連絡します」

【村の対応】

「この場所については、一度村から除去するように指導しましたが、改善されずそのままになっていました。

今回この声を受けて、再度、所有者に除去するよう指導を行います」。

その後、再指導を行ったところ、所有者から「確実に除去します」との回答が得られたとのことでした。

【住民の方から】

ご連絡ありがとうございました。

困ったことと思うのはわたしだけではなかったようですね。一度指導したらそれで良しとせず、いつまでに処理するかの約束を取り付けるなどが必要なのではないでしょうか？ おそらく、罰則などもないでしょうから所有者は悠々としているのかもしれませんが。わたしも時々見ておきますね。処理が終わったら連絡いたします。

大豊プラント 敷地を囲う壁を設置

代表取締役の立原正文氏は、06年にBNP パリバ証券から、UBS証券に移籍したと公表されています。

11月11日、大豊プラントはまたも住民に何の連絡もあいさつもなく、敷地前面と西側を覆う壁を設置しました。煙突の建設を始めるのでしょうか。全隄最終処分場訴訟では、水戸市の業者は仮処分の司法判断をきちんと待ったそうです。

抗議文を送付
(仮処分債権者団)
「住民への説明、なぜしない？
仮処分の結果が出るまでは、着工しないで！」



真崎浦からみた大豊プラント